等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千百七十九号）による改正前の細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号、第百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定に適合するものであればよい。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四　国土交通大臣が定める自動車

32‖　車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）であって輸入された自動車以外の自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号、第百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千百七十九号）による改正前の細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号、第百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定に適合するものであればよい。

一　令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（新設）

四　国土交通大臣が定める自動車

33‖　次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第八十八条第一項第二号及び第百六十六条第一項第二号中「別添125の3. の規定に掲げる記録項目が読み出せないものは、この基準に適合しないものとする」とあるのは、「車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする」と読み替えることができる。

一　令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十一年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及

（新設）